

# 事業年度終了報告は お済みですか

建設業法では**事業年度終了後、4か月以内**に事業年度終了報告の届出が義務付けられています。この届出がされていないと更新を受けることができません。

事業年度終了報告は工事实績のほか、建設業法に規定する財務諸表の提出が必要となるなど厄介な代物です。事務が煩わしいとお感じの事業主様に代わって、行政書士が手続を代行致します。

当所は行政経験の豊富な行政書士／社会保険労務士が一昨年末に開業した事務所です。おかげさまで多数のご依頼を頂戴しております。

## ◇◆◇◆◇◆◇ **【事業年度終了報告届出に必要な書類等】** ◇◇◆◇◆◇

- ・ 工事経歴書
- ・ 直前3年の各事業年度の工事施工金額
- ・ 貸借対照表及び損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書及び注記表(株式会社のみ)
- ・ 事業報告書(株式会社のみ、株主総会に提出・報告したもの)
- ・ 注記表(資本金1億円以上又は貸借対照表負債合計200億円以上)
- ・ 事業税納付済額証明書(知事許可～県税事務所)

## 建設業終了報告届出代行

通常(基本) 28,000円を

**20%OFF 22,400円**

で承ります。

また

- 更新許可申請と同時の場合

**40% OFF 16,800円**

- 労務管理、社会保険管理等について  
顧問契約(1年間締結時)

**50% OFF 14,000円**

にて終了報告届出業務の代行を承ります。(詳細については別途お尋ねください。)

まずはお電話ください

日程調整の上ご準備いただく書類等について詳細なお打ち合わせをお願いします

吉田健司行政書士／社会保険労務士事務所  
350-2203 埼玉県鶴ヶ島市上広谷 336-25-205

Tel 049-271-1242

Email [k\\_yoshida@office.hope.cx](mailto:k_yoshida@office.hope.cx)

URL <http://yoshida-office.biz>

※ 当事務所は行政書士、社会保険労務士の資格者が運営しています。許認可等申請業務のほか、労務管理の支援、社会保険手続等のご相談、手続きの代行も承ります。詳細は「業務のご案内」をご覧ください。